

こむ
子ども向け
がいようぼん
概要版

こ けいかく ぱりっ子すくすく計画

だい かいめ
第6回目

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和7年度から令和11年度まで

こ けいかく ぱりっ子すくすく計画ってなに？

こ たいせつ けんり い はぐく まも
子どもの大切な4つの権利（生きる、育まれる、守られる、
さんか なばりし がっこう ちいき かいしゃ みせ
参加する）に、名張市や学校、地域のみなさん、会社やお店、
かぞく こ か
家族のかた、子どもがしていくことが書いてあるよ。
こ き いけん い
子どもから聞いた意見を入れてつくっているよ。



こ かいぎ こ かんが
ぱりっ子会議の子どもたちが考えて
なばりし こうにん
名張市の公認キャラになった
「なばりん」です！



だれ けいかく 誰のための計画なの？

にんしん まえ にんしん ひと こ さいだい ひと
妊娠する前の人、妊娠している人、子ども、20歳代までの人
なばりし さいだい ひと
（名張市がとりくむことによっては30歳代までの人）と、
かぞく ひと けいかく
それぞれの家族の人のための計画だよ。

れいわ ねん ねん がつ なばりし
令和7年（2025年）3月 名張市

発行：名張市役所 福祉子ども部 子ども家庭室

住所：〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

電話：0595-63-7594 メール：kodomokatei@city.nabari.lg.jp

子どもが安心して健康やかに生きるまち

【名張市や学校がすること】

- ◎ 命が守られ、健康で自分らしく過ごせるという、子どもがみんな生まれたときから持っている「子どもの権利」を子どもに伝え、子どもを守ります。

【地域のみなさんがすること】

- ◎ 子どもの安全を地域みんなで守り、子どもが安心して暮らしていけるようにします。

【家族の人がすること】

- ◎ 子どもを愛し、子どもの考えを大切にしながら子育てをします。

【子どもがすること】

- ◎ 自分を大切にして、家族や自分の周りにも大切になります。

生きる
けんり
権利



子どもが社会の中で一人の人間としてよりよく育つまち

【名張市や学校がすること】

- ◎ お家でいろんな学びができ、明るくいきいき子育てができるようにします。
- ◎ 地域のみなさんや、会社やお店で子どもを守り、育てる手助けをします。
- ◎ 子どもが社会のルールを守り、大人になったときに自分の力で生活していける心を育てます。
- ◎ 地域のみなさんといっしょに、子どもにとってよいと感じる学校にしていけます。
- ◎ 学校での教育を豊かにして、子どもが生きていく力を育てます。
- ◎ お家や学校で困っていることがある子どもや家庭の手助けをします。
- ◎ 教育や子育ての手助けをする人の力をつけます。

【地域のみなさんがすること】

- ◎ 地域で子どもを見守る人を増やし、社会のルールをみんなで守ります。

【会社やお店がすること】

- ◎ お仕事の時間を多くなりすぎないようにして、家庭での子育てを手助けします。

【家族の人がすること】

- ◎ 子どもといっしょに過ごす時間をとって子どもとお話をします。
- ◎ お家や社会でのルールや、生活していくためにしなくてはいけないことを忘れないようにします。

はぐく
育まれる
けんり
権利



こどもが^{まも}守られるまち



【名張市や学校がすること】

◎いじめや、虐待(※)などの子どもの権利を奪うことはしません、許しません。子どもの権利が守られないときは、子どもを助けます。

(※虐待とは、家族の人が子どもに「叩く」「心が傷つくひどい言葉を使う」「子どもの見守りをしない」などです)

◎地域のみなさんといっしょに子どもを守ります。

【地域のみなさんがすること】

◎地域みんなで子どもの見守りと手助けの輪をつくりま

【会社やお店がすること】

◎子どもの見守りに参加します。

【家族の人がすること】

◎子どもに悪いものをお家からなくし、子どもが秘密にしておきたいことを家族が勝手に見たりしないようにします。



こどもが^{みずか}自ら^{さんか}参加するまち

【名張市や学校がすること】

◎子どもや若い人が、社会に意見を言ったり参加できるチャンスをつくりま

す。
◎子どもが自由にきてよい場所をつかって、子どもがいろんな体験をできるように手助けします。

【地域のみなさんがすること】

◎子どもが育つために、いろんな人と出会える場所をたくさんつくりま

【家族の人がすること】

◎子どもが育つために、いろんな人と出会える場所に行けるようにします。

【子どもがすること】

◎自分の考えやしたいことを言えるように、力と自信をつけます。



なばりしこ じょうれい 名張市子ども条例

子どもが生まれながらに持っている権利をみんな
で大切にしていけることや、子どもが元気に育って
いけるように、子どもにとって一番良いことを
考えて子どもにやさしいまちづくりを進めてい
くための大切な約束です。

なばりしこ そうだんしつ そうだん 名張市子ども相談室に相談して

どんなことをお話しするの？

困っていることや心配していること、友だちの
ことや学校のこと、なんでもお話しできるところ
だよ。

相談するにはどうしたらいいの？

相談できる日 月・火・木・金 8:30~17:15

水 10:30~19:00

《☎電話で相談》 子ども専用電話番号

0800-200-3218（お金はかかりません）

《会ってお話し》相談室の場所まで来てね

《メール》 kodomosoudan@city.nabari.lg.jp

《QRコードから相談の申込み》

《✉お手紙でも相談できるよ》

相談室の場所

↓ の場所へ送ってね

〒518-0718 名張市丸之内79

名張市総合福祉センターふれあい 2階

どんなことでもいいよ！
みんなのお話を
きかせてね！

